

第 199 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 7 月 21 日(水) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 20 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (36名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	13 番 磯 田 光 徳
13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造
14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造	17 番 勝 部 定 次
18 番 金 倉 弘 美	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
22 番 藤 原 克 巳	23 番 和 久 利 健	25 番 石 原 宏 二	26 番 賀 元 春 男
27 番 若 月 勝 久	29 番 藤 原 功	31 番 山 田 幸 則	32 番 福 本 成 美
33 番 安 部 治 美	35 番 松 原 康 夫	38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之
40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 山 昇

5. 欠席委員 (7名)

12番 松原委員 24番 高橋委員 28番 藤原委員 30番 小池委員 34番 ト藏委員
36番 岩田委員 37番 若槻委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の農業用施設転用に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第199回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名、出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 石原委員、11番 石原委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号から議案第4号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する、令和3年7月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積336㎡のうち63㎡。届出者 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由は農業機械倉庫。用途区分変更については、5月の総会を経て、令和3年5月26日に公告されています。工期は、令和3年8月1日から11月末の予定です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和3年7月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は181㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は435.9aです。対価につきましては、総額5万円です。別添の資料1をご覧ください。住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。赤く囲った場所です。 この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。17番勝部委員。
17番	番号1について、17番勝部が補足説明させていただきます。場所は、□□□□です。△△△△さんは■■■■自治会の方で、この土地は■■■■自治会の□□□□という集落にございます。○○○○さんは▲▲▲▲在住で、ほとんどこちらの方へ帰ってこられないということで、このままでは農地が荒廃してしまうということで、耕作してくれる人を探しておりましたが、△△△△さんにお

17番	願いしたところ快く引き受けていただいたということでございまして、△△△△さんは畜産農家でもあり、牧草を作りたいということでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年7月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況共に畑、面積45㎡。申請人氏名 ○○ ○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は植林。転用理由、低生産性のため植林 するため。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。資料2に住 宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/墓地。面積10㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は墓地。転用理由、墓地が遠方の山 中にあるため申請地に移転。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、 平成27年11月26日に公告されています。資料3に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧 ください。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積663㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は牛舎。転用理由、町道拡幅工事に 伴い、牛舎の移転が必要だったため。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意 を得て、令和3年6月2日に公告されています。資料4に住宅地図を載せておりますので、参考にご 覧ください。 番号3につきましては、□□□□地区県営ほ場整備事業が実施された農地であることから、第1 種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅 その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設 で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。 奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、□□□□ 地区県営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、 周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過して いることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。 また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮 問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 番号4、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/田1筆・畑2筆、現況/畑・雑種地。 面積302㎡他で計1,185㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転 用目的は植林。転用理由、労力の面から管理が困難になり、景観に配慮し環境保全として植林し 山林にする。除地については、県の同意を得て、令和3年6月2日に公告されています。資料5に 住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1、2、4につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地

事務局	であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1から番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号1から番号2について、27番若月が補足説明させていただきます。 番号1について、場所は□□□□地区の■■■■自治会です。□□□□のところでございます。低生産性のために植林をするということですが、□□□□ということでもありますので、桜の木を植える予定とされています。転用についてはやむを得ないものと考えます。 番号2について、該当地は□□□□の■■■■自治会でございます。□□□□にあります。墓地への転用ということで、これもやむを得ないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員。
29番	番号3について、29番藤原が補足説明させていただきます。場所は■■■■自治会、資料 No. 4で示している赤いところであります。土地は自宅前の道路を挟んだ向かい側でありまして、先ほど顛末書にありました通り、道路拡張のため、そちらに牛舎を移動しましたが、子どもさんが亡くなられて、いま現在は使われていないというかたちで、現状としては牛舎でない、農事組合法人△△△△が資材置場にしています。顛末書にあった通りの現況ということで、相違ないということを報告させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。

議長	次、議案第2号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。38番堀尾委員。
38番	番号4について、38番堀尾が補足説明させていただきます。場所は、□□□□です。資料 No. 5の地図にあるように、鉄道と山に挟まれた場所です。農業機械の搬入も困難で、近年野獣の被害が顕著となり、農地としての継続は困難と考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号4について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年7月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積222㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業 ■■■■。転用目的は浄化槽用地、露天駐車場。転用理由、自家用駐車場整備のため。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和3年6月2日に公告されています。対価については、無償です。資料6に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積80㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的は宅地拡張。転用理由、譲渡人より申請地を買い受け、申請地に隣接する転用事業者所有の住宅の庭としたい。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。対価については総額10万円です。資料7に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地、番号2については、第3種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。23番和久利委員。
23番	番号1について、23番和久利が補足説明させていただきます。場所は、添付の地図にもありますように、■■■■自治会です。□□□□から入ったところです。譲渡人と譲受人は隣同士の方です。地図上では名前が変わっておりますが、△△△△さんは近年Iターンで来られた方で、この場所は空き家つき農地で以前総会に出たところでした。この辺りの畑や田圃もすべてその時に審議をされたものです。浄化槽自体はそれ以前に話があったようです。顛末書も出ていますし、既

	にもう設置してあるということですので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。
議長	次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番石原委員。
25番	番号2について、25番石原が補足説明させていただきます。場所は、□□□□と書いてありますが、自治会としては■■■■です。■■■■に、こちらの○○○○さんが所有される土地があります。この土地の建物は、以前建てたものですが、その建物と木次線とのあいだに土地があり、畑のようなことをしておられます。そこはまだ売買しておられませんでした。草が生えないように庭として使いたい、ということで今回申請が上がっております。家に付いた、ちょっとした土地ですので、何ら差支えはないと考えております。△△△△は、考え方としてはIターン的なことで売買されておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年7月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,762㎡他で計3,395㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3,111㎡です。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用権設定後の経営面積は506aです。利用目的は畑。期間は5年間、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3,193㎡です。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用権設定後の経営面積は506.8aです。利用目的は畑。期間は5年間、賃貸借です。

事務局	番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積6,257㎡です。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用権設定後の経営面積は537.4aです。利用目的は畑。期間は5年間、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積423㎡他で計698㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年1か月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番石原委員。
25番	番号1について、25番石原が補足説明させていただきます。場所は、■ ■ ■ ■が利用権を設定する○○○○さんです。いままでは亡くなられた親御さんの名前で設定していましたが、名義変更をされたということで、今回申請が上がっています。設定を受ける△△△△さんは、こちらの圃場ができた十数年前からずっと委託を受けていまして、何ら問題はないと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号番号2から番号4について、受け手が同じ方ですので、続けて補足説明をお願いいたします。40番石原委員。
40番	番号2から番号4について、40番石原が補足説明させていただきます。開パイの□□□□4団地□□□□でございます。いままで公益財団法人しまね農業振興公社が牧草の生産を行っていましたが、今回、新しく△△△△さんが耕作されるということでございます。△△△△さんは■ ■ ■ ■の方で● ● ● ●をつくっておられますが、□ □ □ □の方へも新しく入っていただくということで、たいへん期待しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 次、議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 次、議案第4号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。43番原田委員。
43番	番号5について、43番原田が補足説明させていただきます。場所は□□□□の■■■■地内にございまして、再設定でございます。△△△さんは熱心な農業者でありますし、問題ないとおもいます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5について承認することに決しました。 次、その他・農地パトロールについて、事務局をお願いいたします。 (森山事務局長の説明) (川西補佐の説明) 以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は8月26日(木)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 10番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩